

令和2年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和2年8月28日（金）

（午後1時59分 開会）

【事務局（池田総括主査）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

委員及びオブザーバーの皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス対応ということで、本日、マスク着用等をお願いしており、ご発言いただきにくい状況で大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、大阪府環境農林水産部環境管理室長の下村からご挨拶を申し上げます。

【事務局（下村室長）】 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。環境管理室長を拝命しております下村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度第1回目の生活環境保全条例検討部会開催にあたりまして、簡単にご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、ウェブ出席の黒坂委員もありがとうございます。聞こえにくい可能性もありますので、何かありましたら、すぐにおっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど司会からもありましたように、新型コロナウイルス対策ということで、マスクの着用や、三密対策ということで少し席の間隔を空けております。いろいろご協力いただきましてありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の部会におきましては、昨年12月に諮問をいたしました今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方につきまして、各分野における既存制度の見直しや規制以外の新たな管理手法などについてご審議いただくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大阪府におきましても業務見直しを行いまして、本条例の改正時期

に関して、来年度にご答申をいただくスケジュールとさせていただくこととしました。ただし、法改正に伴い改正が必要なものに限り、年度内にご答申をいただくということといたしましたので、ご了承のほどお願い申し上げます。

本日は、大気分野のアスベストの規制の内容と、それから、化学物質や騒音・振動分野についてご審議をいただきたいと考えております。アスベストに関しましては、6月に公布されました改正大気汚染防止法の内容を踏まえまして、条例の規制内容の見直しについてご審議いただきたいと考えております。本件につきましては、できましたら年内に予定されている環境審議会の本審議会においてご答申をいただき、来年2月の大阪府議会に上程し、条例等の改正を行ってまいりたいと考えております。

また、化学物質分野につきましては、国において化管法の対象物質の見直しが予定されており、条例の独自指定物質の見直し等についてご審議をいただきたく、本日は論点についてご審議いただきたいと考えております。

最後に、騒音・振動分野につきましては、市町村へのアンケート調査の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、専門的な見地から忌憚のないご意見、ご助言をいただきまして、ご審議をよろしくお願いしたいと思っております。

簡単措辞でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局（池田総括主査）】** それでは、本日ご出席の委員をご紹介します。

お手元の資料の参考資料1の運営要領の裏面をご覧くださいと思います。

前回までご出席いただいております澤村委員につきましては、5月末までの任期満了ということでご退任されました。新たに公益社団法人全国生活相談員協会関西支部アドバイザーの石川様に委員にご就任いただき、本日ご出席いただいております。

**【石川委員】** 石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（池田総括主査）】** 部会長代理の関西大学名誉教授の河井委員でございます。

**【河井委員】** 河井でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（池田総括主査）】** 同志社大学教授の黒坂委員につきましては、所用のため、ウェブによるリモート参加をいただいております。

部会長をお願いしております大阪大学大学院教授の近藤委員でございます。

**【近藤部会長】** 近藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 兵庫医科大学教授の島委員でございます。

【島委員】 島です。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪大学大学院助教の松井委員でございます。

【松井委員】 松井と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪市立大学大学院准教授の水谷委員でございます。

【水谷委員】 水谷です。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 本日は、大阪商工会議所常務理事・事務局長の近藤委員につきましては、所用のためご欠席でございます。

なお、本日の部会でございますが、ウェブによるご出席も含めまして7名の委員にご出席いただいております。部会の運営要領第3の（2）の規定により成立しております。

なお、本日はオブザーバーとしまして3名の方にご出席いただいております。ご紹介させていただきます。

大阪労働局労働基準部健康課副主任衛生専門官の出口様でございます。

【大阪労働局（出口副主任衛生専門官）】 出口でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪市環境局環境管理部環境管理課環境規制担当課長の加島様でございます。

【大阪市（加島課長）】 加島と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 堺市環境局環境保全部環境対策課長の是常様でございます。

【堺市（是常課長）】 是常でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 それでは、続きまして、本日お配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず議事次第、その裏面が配席図となっております。次に、本日の資料といたしまして、資料1が部会の審議スケジュール（案）となっております。資料2が前回の部会における主な指摘等事項と対応について、資料3-1が石綿規制に係る現状について、3-2が石綿規制に係る条例改正の論点と方向性です。資料4が府独自指定物質の見直しについて（化学物質分野）、資料5が大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動分野）に係る苦情および施行状況調査の実施についてです。

参考資料1は先ほど見ていただきました運営要領と委員名簿、参考資料2が前回の議事録、参考資料3が石綿規制に係る法及び条例の内容となっております。参考資料4は大阪

労働局労働基準部健康課様よりご提供いただきました、石綿障害予防規則等の改正のポイントの資料でございます。そのほか、机上資料としまして、緑色の紙ファイルですが、生活環境保全条例及び施行規則の条文をお手元にお配りしております。皆様、資料のご不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、委員の皆様には事前にお伝えさせていただきましたが、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界中で問題となっておりますことから、環境農林水産部では率先してワンウェイプラスチックの使用を控えることに取り組んでおり、マイボトルでの飲物持参にご協力をお願いしております。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから審議にお入りいただきたく存じます。近藤部会長様、よろしく願いいたします。

**【近藤部会長】** 部会長を務めさせていただいております近藤です。審議が円滑に進むように努めていきますので、委員の皆様方、よろしく願いいたします。きょうは2時間半ということで、長丁場になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、議題1、生活環境保全条例に基づく規制等のあり方検討について。これまでの審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（池田総括主査）】** 環境保全課環境計画グループの池田でございます。

それでは、本部会のこれまでの審議状況等につきまして説明させていただきたいと思えます。

資料1をご覧ください。

昨年12月に環境審議会への諮問、2月に最初の部会を開催させていただきました。生活環境保全条例で規定しております各分野につきまして、規制の現状、課題、あり方検討の論点のご提示をさせていただき、論点を整理いただきました。その結果、悪臭分野、地盤沈下分野、土壌汚染分野につきましては今後の議論の対象外とし、それ以外の分野について引き続き審議を行うこととなりました。本日は、大気分野の石綿規制、化学物質分野、騒音・振動分野について、ご審議いただく予定としております。

なお、今回は議題としておりませんが、自動車環境分野につきましては、流入車規制のあり方について議論をお願いしているところです。国の動きとしましては、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく基本方針の見直しにつきまして、8月11日に中環審に諮問がなされてお

り、来年度にかけて自動車排ガスの総合対策のあり方が議論される予定になっております。今後、国の検討状況がある程度見えてくる来年の夏ごろに、国の広域対策の考え方を踏まえまして、府域の流入車規制の議論をお願いしたいと考えております。

また、その他の分野の中で、規制以外の手法の検討がありますが、前回の第1回の部会でご確認いただきました論点に沿いまして、1つ目は、規制以外の手法の必要となる分野、及び2つ目としまして、規制以外の手法のうち生活環境の保全に関して有効な手法について整理をしており、次回以降の部会で、規制以外の手法の導入に当たっての考え方の案としてお示しさせていただきたいと考えております。

石綿規制につきましては、今年度に条例・規則の改正手続が必要になってきますので、11月ごろの環境審議会に答申をいただくために、本日の部会と、次回10月ごろに予定しております部会でご審議いただきまして、部会の第一次報告として取りまとめいただきたいと考えております。

また、石綿規制以外の分野につきましては、来年度の改正手続に向けて継続してご審議いただく予定ですが、次回、各分野の検討状況についても整理を行い、環境審議会に報告をさせていただきたいと考えております。環境審以降も5回程度部会の開催を予定しており、来年の冬の環境審議会でも第二次答申をいただきまして、条例・規則の改正を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2ですが、こちらは前回の部会で委員の先生方からご指摘いただいた内容とその対応についてまとめております。上の3つが大気関係、下の3つが騒音・振動関係です。後ほど、各担当からご説明させていただきたいと思っております。

説明については以上になります。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問やご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。何かございませんでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、2番目、大気分野（石綿規制）について、事務局からご説明をお願いいたします。内容が多いので、資料3-1と資料3-2に分けて、各々議論をしていきたいと思っております。

では、まずは資料3-1について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 事業所指導課大気指導グループの池田と申します。座って説明させていただきます。

先ほど説明がありました資料2についてまずご説明させていただきたいと思います。資料2をご覧くださいませでしょうか。

資料2につきまして、上3つが大気分野のご指摘でございます。一番上につきましては、まず、施設数だけでなく、分野ごとの排出量は把握しているかというご質問、ご指摘がございました。今後、当該分野の検討をする際に資料を作成し、ご報告いたします。

2番目、施設数などの資料のところでございます。値が正しいか確認してほしいというご指摘がございました。大変申し訳ありませんでした、誤った数字が出ておりましたので、こちらは前回会議終了後に対応させていただき、ホームページに公表している状況でございます。

3点目、アスベストのところですが、レベル3に対する規制につきまして、法案の内容と条例の内容の関係を示してほしいということでございます。法案の内容と条例の関係につきましては、今回の資料でご報告いたします。ただ、後ほど説明いたしますが、政省令の内容につきましては、現在、国のほうでパブリックコメント中のため、変更がある等今後明らかになった時点で、また改めて報告をさせていただきます。

資料2については以上でございます。

続けて、資料3-1のご説明をさせていただきます。石綿規制に係る現状についてです。

2枚目のスライドでございます。まず、検討に係る背景と課題から説明させていただきます。

アスベストにつきましては各種法令で規制がされている中で、大気汚染防止法や生活環境保全条例では、建築物の解体等工事における周辺へのアスベスト飛散防止というのを規制しております。

まず、大気汚染防止法では、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年から吹付石綿、いわゆるレベル1建材を規制しており、平成18年からは石綿含有断熱材等、いわゆるレベル2建材を規制対象としてまいりましたが、現時点では石綿含有成形板など、いわゆるレベル3建材は規制対象外という状況でした。これらの建材の種類につきましては後ほど詳しく説明させていただきます。

そして、大阪府では平成18年から、レベル3建材のうち、樹脂で被覆・固化されたものを除く石綿含有成形板を規制対象といたしまして、作業基準を定め、うち石綿含有建材

の使用面積が1,000平米以上の解体等除去工事には事前届出を義務づけてまいりました。

本年6月に公布されました改正大気汚染防止法では、実態調査により、適切な飛散防止措置が行われない場合には石綿が飛散するおそれがあることが明らかになったこと、また、都道府県等の立入検査において不適切な事例が確認されていることから、レベル3建材を規制対象に含めることとなりました。

続きまして、3枚目のスライドです。レベル3建材につきましては、以下に掲げる石綿含有建材が法規制の対象となる予定です。1つ目は、現在府条例で規制しております樹脂被覆・固化されたものを除く成形板。2つ目は、現在レベル1建材として法規制されている吹付施工の仕上塗材、法・条例の規制対象外である吹付以外で施工された仕上塗材、樹脂被覆・固化建材、その他石綿含有建材です。

ただし、レベル3建材の法規制内容につきまして、事前調査の実施や作業基準の遵守等は義務づけられますが、作業の事前届出は、都道府県等の負担を考慮し立入検査等により担保すべきとの理由から、法では義務づけられない方向となっております。これら法改正の状況を受けまして、今後の条例規制のあり方を検討する必要があります。

4ページでございます。そもそもアスベストとはということで、少しご説明させていただきます。

アスベストは、天然に産する蛇紋石や角閃石の鉱物を繊維状にしたもので、その直径は0.02から0.35マイクロメートルです。細いものでは人の髪の毛の5,000分の1という大きさになります。石綿には、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトなどの6種類があり、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、スレートや石膏ボードなどの建材やブレーキパッドなどの摩擦材、あとは断熱材などといった様々な工業製品に使用されてまいりました。現在、製造は禁止されております。そして、石綿を吸入することによって生じる疾患といたしましては、中皮腫や肺がん等が知られております。

5枚目のスライド、6枚目のスライドに、主な石綿含有建材を紹介しております。

まず、5枚目のスライドです。上からレベル1建材として、一番上は吹付石綿となっております。そしてその下、吹付施工による仕上塗材として、外壁などに吹き付けて施工された仕上げの塗材ということになります。後ほど資料3-2で説明いたしますが、大阪府では元来規制の対象外として運用してきましたが、こちらは平成29年より吹き付けて施

工されているものであるのでレベル1の建材だという取り扱いがなされましたが、今回の法改正でレベル3となる建材です。

そして、その下がレベル2の建材でございます、石綿含有の断熱材、保温材、耐火被覆材として、例えば煙突の内部にある断熱材、また配管を保温するための保温材などがあります。

6枚目のページです。続きまして、レベル3建材ですが、一番上が石綿含有成形板、こちらは現在条例で対象としておりますが、左側が屋根用のスレート、波型のスレートです。屋根だけでなく、倉庫の壁にも使われているケースがございます。また、屋内でも天井板、ここではケイ酸カルシウム板第1種の事例を挙げております。

その下で、吹付施工以外の仕上塗材、この写真にございますのは、レベル1建材と違いましてローラーで塗られた仕上塗材となります。また、その他建材として、こちら欄外に※で記載しておりますが、下地調整材、接着剤、ひも状の石綿布など、これらの建材につきましてはレベル3という扱いになりますが、現行では条例や法では規制の対象外という建材です。

また、一番下のところ、樹脂被覆・固化建材（Pタイル等）と記載しておりますが、ビルなどの建物の床材に使われております、この写真のようなPタイルは府条例では規制対象外としております。これらが今後、法の対象になってくることで、条例でどのように検討していくかが課題となっております。

続きまして、7ページ目でございます。こちらは法・条例に基づく規制の概要をご説明するページです。

まず、大気汚染防止法や生活環境保全条例でアスベスト規制において特徴的なものと、発注者に対しても届出などの義務を課しております。この図ですと、左側が発注者、右側が受注者になりますが、まず左側の発注者が解体等工事の発注を行い、右側の受注者がそれに基づいて事前調査を実施する義務がございます。事前調査書面の作成・写しの保存義務などがあり、結果の説明を発注者に行います。そして、アスベストが含まれた建材がある場合は、左下の法・条例に基づく届出を発注者が行うこととなります。レベル1、2の建材であれば法に基づく届出、レベル3の建材ですと条例に基づく届出が必要となります。

また、条例の中でレベル1、2建材を一定規模以上使用する場合、大気濃度の測定が義務づけられておりますので、その場合は測定計画の届出も必要となってまいります。そして、その作業や測定の実施の指示を受け、受注者が解体等工事を実施します。その工事の



中で作業基準、また敷地境界基準として、工事の敷地境界で石綿繊維が1リットル当たり10本という基準がございますので、そのような基準を遵守すること、また、測定が必要な場合は測定の実施、記録保存という義務がございます。

8ページ以降ですが、石綿除去作業の一般的な作業手順を示したページです。

まず8ページは、レベル1、2建材をかき落とし等により除去するときの一般的な手順を示しております。

まず前処理として、作業場を隔離します。写真でお示しておりますが、例えば壁面や窓、換気口等、ほかの建材に石綿がつかないように、また外に出ないように形で隔離を行います。そして、作業場内を負圧にするため、集じん・排気装置を設置します。そして、その装置の点検、確認をするとともに、作業場内及びセキュリティーゾーンの負圧の確認を行います。セキュリティーゾーンにつきましては、写真の真ん中、右側でございます。作業員の出入り等で石綿が外に飛散しないよう、設けられるものでございます。

その後、除去作業を行います。まずは、写真のような粉じん飛散抑制剤の散布により、湿潤化をいたします。そして、手工具を使用し、石綿含有吹付材等を除去していきます。除去作業の開始後は、集じん・排気装置の排気口から粉じんの漏えいがないことなどを確認いたします。これらの除去が終わりましたら、作業場内を清掃し、隔離シートを撤去という流れでございます。

続きまして、9ページです。今度は、同じレベル1でも仕上塗材に関する除去の一般的な手順でございます。

こちらは先ほどとは大きく異なり、まずは前処理として周辺の養生、こちらは床面に養生シートを張る、または飛散防止幕を張ることとなり、負圧にして隔離をするまでには至らないケースが一般的です。そして、除去作業として、湿潤化をして特定建築材料の除去を行います。この除去に当たりましては、右上側の四角に囲っております隔離等の措置と同等以上の効果を有するものとして、環境省通知により以下の9工法が挙げられております。集じん装置を使った手工具の工法や、剥離剤を使った工法などが挙げられております。そして、除去が終わりましたら、同じく清掃、養生の撤去という流れになります。

10ページ、今度はレベル2の建材でございます。

こちらは、まず前処理として周辺の養生を行い、湿潤化、特定建築材料の除去となります。右側の写真でございます配管の保温材などでは、このような形で湿潤化、除去を行います。最近は下のよう、手を入れるところがあるビニルで隔離し、その隔離された中で

作業ができる、グローブバッグといわれるもので作業するケースも増えております。それが終わりましたら清掃、撤去という流れになります。

続きまして、11ページでございます。レベル3の建材でございます。

まず、前処理といたしましては飛散防止幕を設置し、そして湿潤化、建材の除去という流れになります。写真にございますように、建材に散水し手ばらしによる原形のまま除去という形が一般的です。そして、作業場内の清掃、飛散防止幕の撤去という流れになります。以上が一般的な作業手順でございます。

12ページ、13ページでは、今回の大気汚染防止法の改正の概要をお示しさせていただいております。大きく4つの課題と、それに対応する改正ということで、環境省の資料から掲載させていただいております。

まず課題1でございます。規制対象となっていない石綿含有成形板等レベル3の不適切な除去により石綿が飛散されたケースがあった。これにつきましては、レベル3を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大することになります。12ページの右下の※のところ、レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準などの規制の対象とする状況です。

そして、真ん中の課題2でございます。不適切な事前調査による石綿含有建材の見落としがあった。これにつきましては、一定規模以上等の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県や労働基準監督署等への報告の義務づけがされることになります。こちらは環境省と厚生労働省が連携し構築する電子システムによる事前の報告ということになり、そのほか、調査方法を法定化、調査に関する記録の作成・保存の義務づけということがなされます。

続きまして、13ページです。課題の3つ目でございます。短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまうため、今回の法改正では、隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行った場合などの直接罰が創設されます。また、下請負人が作業基準遵守義務の対象に追加されます。

そして、課題の4でございます。不適切な作業による石綿含有建材の取り残しが見られたということで、作業結果の発注者への報告の義務づけがなされます。また、その記録の作成・保存の義務づけということです。

改正の他の主な事項としては、都道府県等による立入検査の対象の拡大、また、災害時

に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押し等に努めるという改正がなされます。

施行日等ですが、14ページの今後のスケジュール予定のところでご説明させていただきます。

14ページです。上側が法改正のスケジュールですが、まず、令和2年6月5日に改正法が公布されました。そして、8月5日から今、政省令の改正案のパブリックコメントが実施されており、10月には政省令が公布されるスケジュールでございます。そして、令和3年4月1日に改正法が施行されます。ただ、先ほど申し上げました厚生労働省と環境省がシステムをつくって行う事前調査結果報告制度につきましては令和4年4月施行、そして、今後、事前調査の実施には一定の知見を有する者が必要という要件が加わりますが、こちらは令和5年施行の予定でございます。

これを受けまして、条例改正ですが、本日8月28日に部会で審議いただきまして、10月に次の部会、そして11月ごろに答申をいただきましたら、その後、パブリックコメントを実施し、年明けの府議会に上程させていただきます。令和3年4月1日から改正条例を施行できればと考えております。ただ、一部周知期間が必要なものはそれ以降となる予定でございます。

15ページでございます。これまでご説明させていただきました法・条例に基づく規制内容をまとめたページとなっております。上から、レベル1、レベル2、レベル3として、それぞれ、上の行が作業基準、下が届出、真ん中の列が大气污染防治法、左側から改正前、改正後、そして一番右が条例の現行の規制となっております。レベル1、レベル2につきましては、法の改正前、改正後も大きな変更がございませんが、レベル3につきましては、成形板について、作業基準のところ、法改正後には「○」をつけておりますが、規制が始まるという意味でございます。

また、その下の吹付施工による仕上塗材、現在レベル1で法規制しているところですが、こちらは改正後レベル3になるということで、法の届出は必要がなくなります。条例では現行はレベル1の対応をしておりますが、こちらはレベル3になり、今後どう対応していくかが課題でございます。

そして、その下2つ、吹付施工以外の仕上塗材、その他の建材、そして樹脂被覆・固化建材につきましては、法では改正後は作業基準等が定められることとなります。条例では現行は作業基準も届出も規制をしておりますので、この辺り、どのような規制をしてい

くかということが検討課題となります。

16 ページ以降でございます。参考でつけておりますが、16 ページにつきましては、まず、レベル3 建材の届出義務を課しているほかの自治体の状況でございます。現在、主には兵庫県、鳥取県、沖縄県、そして川崎市、この辺りがレベル3 建材の届出義務を課している状況です。

そして17 ページですが、アスベスト関係の届出状況でございます。一番上が作業届出の件数、最新のデータが平成30 年度になりますが、まず大気汚染防止法に基づく届出件数といたしましては、府域全体で982 件、うち府が所管する地域分につきましては124 件。また、生活環境保全条例に基づく届出件数でございますが、府域全体では121 件、そのうち府が所管する地域分は22 件という状況でございます。

その下、作業届出件数の内訳、大阪府所管分のみ書き出しておりますが、令和元年度で、まず法に基づく届出件数は144 件ありました。そのうち仕上塗材の届出は53 件という状況です。また、生活環境保全条例に基づく届出ですが、作業届出は24 件で、そのほか大気濃度測定義務のかかる計画の届出は74 件ございました。

その下、立入検査数でございますが、令和元年度で大阪府所管分のみ435 件行いました。そのうち建設リサイクル法、こちらは住宅まちづくり部で所管しておりますが、一定規模以上の解体等工事の届出がなされますので、その情報をいただき、アスベストが使われていないかどうか、作業や掲示板等の基準を満たしているかをパトロールしております。それは内数といたしまして306 件、立入検査を実施しております。

その下、18 ページでございます。府の所管分と先ほど申し上げましたが、現在、43 市町村のうち、府が直接規制指導等を行っている自治体は16 で、残り27 の自治体におきましては、大気汚染防止法で権限を有する自治体が9、そして府条例で権限を移譲している自治体が18 という状況でございます。

資料3-1 は以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

では、資料3-1 について、何かご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願いたします。どなたかいらっしゃいませんか。

では私から。届出義務は発注者と受注者で県によって違っていますが、これはどちらでもよいということでしょうか。府は発注者ですね。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** お答えさせていただきます。

まず、大気汚染防止法では全て発注者が届出をすることになりますが、条例の中では、16ページにございますとおり、一部の自治体ではレベル3建材を工事施工者、元請業者が届け出る規制になっているところもございます。大阪府の場合は発注者がレベル3の届出をする形になっております。

【近藤部会長】 分かりました。

あともう1つ。スライドの13ページで、「直接罰の創設」と書かれていますが、具体的にはどういったことでしょうか。罰金刑ですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

3か月以下の懲役または30万円以下の罰金です。

【近藤部会長】 これは、もう指導ができないからということですよ。そういうことでよろしいですか。もう工事が終わってしまっていてと。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 すみません。先ほどのところにつきましては、参考資料3で法及び条例の内容をまとめさせていただいておりますが、6ページに記載しております。6ページの真ん中が大気汚染防止法の改正後の内容でございますので、その1つ右の罰則という欄で、3か月以下の懲役または30万円以下の罰金ということが規定される予定でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございませんか。ウェブでご参加いただいております黒坂委員、何かございますでしょうか。

【黒坂委員】 ここでは意見ありません。

【近藤部会長】 オブザーバーでご参加いただいている委員の皆さん、何かございませんか。よろしいでしょうか。次も含めて、またご意見をいただけたらと思います。

それでは、続きまして、資料3-2の説明をまた事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 続きまして、資料3-2を説明させていただきます。

石綿規制に係る条例改正の論点と方向性ということで、この資料の中で論点を抽出して、また、方向性（案）というところまでお示しさせていただければと思っております。

まず、2ページ目のスライドでございます。主な論点といたしまして、大気汚染防止法改正を受けて、以下の論点について条例のあり方を検討する必要があります、(1)から(3)、そして(2)と(3)は2つずつ、合計5点、論点を挙げさせていただいております。

(1) につきましては、法で新しくレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定ですが、条例における作業基準をどうするか。

(2) でございます。届出が必要なレベル3建材の種類、使用面積についての考え方はどうするべきか。①としまして、条例届出対象外である建材、現在、法でレベル1規制しております吹付施工の仕上塗材、そして規制対象外である吹付以外で施工された仕上塗材、樹脂被覆・固化建材、その他建材につきまして届出の対象とするかどうか。②といたしまして、現在1,000平米以上の石綿含有成形板を条例で届出対象としておりますが、レベル3建材の範囲を拡大した場合、この規模感は適切かどうか。そして、その場合は異なる建材を合算するか否か。

そして、(3) でございます。その他、国の検討を受けまして、以下の点について考え方をどうするか。まず、①完了報告につきまして、受注者から発注者への義務づけがなされますが、行政への報告も義務づける必要があるかどうか。そして、②大気濃度の測定の義務につきまして見直す必要があるかどうか。

これらにつきましては、下の※にございますが、まず、作業基準という言葉を使っておりますが、これにつきましては、現行規定では実際の除去の作業の基準以外にも、掲示板の設置であったり、法改正の中では新たに作業計画をつくることであったり、作業に関する記録の作成及び保存、取り残しなどの確認が定められる予定でございますが、ここでは石綿除去に係る実際の作業の基準のみを論点として上げております。そのほかの作業基準につきましては、基本的には法と整合を合わせる形で考えております。また、それ以外の法を補完すべき新たな規制というのは現在のところないと整理しているところでございます。

また、※の2つ目でございます。法で新たに規定されたもののうち、事前調査の実施方法など既に条例で規定済みのものについては削除するなど、必要な整備を実施する予定でございます。

では、3ページから、それぞれの論点について詳細にご説明させていただきたいと思っております。

まず3ページ、論点(1)作業基準でございます。法で新しくレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定ですが、条例における作業基準をどうするか。重複するところもございますが、課題と背景をご説明させていただきます。

まず、石綿含有建材の除去にあたりましては、受注者及び自主施工者が遵守すべき基準

として、作業の種類ごとに作業基準が法・条例で定められております。作業基準のうち石綿除去に係るものとしましては、これまで法でレベル1、2の建材、条例におきましてはレベル1、2、3の建材が定められております。今般、政省令の改正にあたりまして、新たにレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定であり、その中で条例に規定のない作業基準は法と整合を図ることになりますが、条例で既に規定済みですが法で今回規定されない作業基準の取り扱いにつきましては、そのまま規定しておくべきか、規定を削除するべきかなどについて検討する必要があります。

なお、作業基準につきましては、現在の生活環境保全条例では作業実施基準の用語を用い、レベル3建材以外にもレベル1、2建材の基準が規定されておりまして、その内容は法と整合を取る形で基本的には規定されておりますが、一部、条例でのみ定められている独自の基準が存在しております。このレベル1、2建材の条例独自の作業基準につきましても、そのまま規定しておくべきか、規定を削除するべきか、あわせて検討する必要があります。

具体的な作業基準でございます。4ページ以降に表形式で掲載させていただいております。

まず4ページですが、レベル3建材の除去に係る作業基準でございます。

左側が法、そして右側が条例となっております。法では現在パブリックコメント中の情報も掲載しております。右側の条例につきましては、現行の条例の施行規則から記載しております。そして、下線を引いているところですが、こちら、法と条例で重複するようなものがないものには下線を引いているという資料でございます。

まず、法では①と②と、レベル3では大きく2つに分けて規定する予定でございます。

まず、上の①石綿含有成形板等ですが、次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物等に使用されている建材を除去するか、またはこれと同等以上の効果を有する措置を講じることとし、イ、建材を切断、破砕等することなく、そのまま建築物等から取り外すこと。ロ、イの方法により特定建築材料を除去することが技術上著しく困難なとき、または一部除去の場合など、改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

これにつきましては、右側の条例のロの部分です。原則として手作業により原形のまま除去すること。やむを得ず機械等を使用して除去する場合は、石綿含有建築材料に散水してこれを除去すること。少し書きぶりは違うところなどは合わせていく必要はございません

が、基本的には同じ規定があるため線は引いていないものでございます。

法のハでございませう。特定粉じんを比較的多量に発生し、または飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき、または一部除去の場合など、改造・補修作業の性質上適しないときは次に掲げる措置を講ずること。i としまして、建材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。ii としまして、薬液等により湿潤化すること。この環境大臣が定めるものにつきましては、現在、環境省では、ケイ酸カルシウム板第1種という建材を指定することでパブリックコメントを募集中でございませう。

その下、ニでございませうが、当該建材の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合、養生を行ったときは当該養生を解くに当たつて作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うことということで、このハとニにつきましては今の条例では規定がございませうので、整合を図るといふ形で規定をしていくべきかと思つております。

一方で、条例のほうで下線を引いておりますのはイ、ハ、ニ、ホの4点でございませう。

まず、イでございませう。特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕などを設置すること。いわゆる飛散防止幕と呼んでおりますが、この規定につきましては、今回、法改正の中では規定されない予定でございませう。また、ハでございませう。除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。ニ、除去後の石綿含有建材を破砕しないこと。そして、ホでございませう。石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を作業場から排出する場合は、濾過処理その他の適切な措置を講ずること。この4点につきましては法律のほうで規定が今回されませうでしたので、これらを引き続き独自の規制として残していくべきかどうかというところが検討課題でございませう。

法の②の石綿含有仕上塗材につきましては、現在、このような作業基準になる予定でございませう。イでは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。ロでは、電気グラインダーその他の電動工具を用いて建材を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。i、建材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。ii、建材を薬液等により湿潤化すること。そして、ハは、清掃その他の特定粉じんの処理に関する規定でございませう。これらに関しましても条例では今規定がございませうので、整合を図るといふ形で考えております。



以上がレベル3でございますが、5ページにレベル1、2の建材の作業基準について記載させていただいております。

5ページでございます。レベル1、2をかき落としする場合でございますが、まず、法律では一部だけ今回新たに加わっております。基本的には条例と法でこれまで整合を図る形で規定をしておりますが、法の下線を引いておりますへのところ、例えば集じん・排気装置の確認が一部交換時にも必要になったことや、チのところ、清掃に関する規定が追加されておりますので、こちらにつきましては条例でも同じものを求めていくことになるかと思っております。

一方、条例のところでございます。一番下のりです。レベル3にもございました排水処理の規定につきましては、今回、法では追加がなされませんでしたので、これについて今後どうするか検討する必要がございます。

また、6ページでございます。レベル2の現在の作業、また、その下、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の規制でございますが、先ほどと同じく、レベル2では二のところ、その下では口のところ、排水処理の規定が今回、法では新たに加わることはありませんでしたので、ほかと同様、これをどうするかというのが検討課題でございます。

以上の状況を踏まえまして、7ページに方向性（案）をお示しさせていただいております。方向性（案）につきましては、レベル1、2及び3の建材の作業基準について、新たに法では規定されず、条例で規定済みの独自の基準については現行の基準を維持するという案を掲載させていただいております。

具体的な内容といたしましては、先ほど説明いたしました4点が法との相違点であるということで、具体的には、鍵括弧のところでございます。建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること、また、除去後の建材を切断する場合は集じん装置を備えた切断機を使用すること、除去後の建材を破砕しないこと、また排水処理の規定、この4点につきましては、現行の基準を維持することでどうかと考えております。

また、その下の○のところでございます。法レベル1、2のところでの相違点が1点ございました。排水処理の規定でございますが、こちらにつきましても現行の基準を維持することでどうかと思っております。

最後、なお、新たに法で規定された作業基準のうち、条例に規定のない作業基準につきましては法と整合を図ることとしたいと思っております。

その考え方でございますが、8ページでございます。3点挙げさせていただいております。

すが、1つ目、飛散防止幕につきましては、大阪府域の特性として住工が混在しているということがあると思いますので、その特性に鑑みまして、防音や石綿以外の防塵、日射調整、近隣住民の安心感などの効果があると考えております。

また、2つ目、除去後の建材の集じん装置なしでの切断や破碎は石綿の飛散リスクが高いため、切断や破碎に関する規定を残す必要があると考えております。

最後、排水処理につきましては、必要となる工事数の割合は低いと考えられますが、煙突内部の耐火被覆材の除去工事や仕上塗材の湿式除去工事などでは多量の汚水が排出されることとなりますので、当該規定を残すことで飛散防止を担保できると考えております。

留意点といたしましては、法と異なるということがありますので、周知を十分に行う必要があると考えております。

以上が論点（1）でございます。

続けて、9ページの論点（2）の説明に入らせていただきたいと思っております。

9ページです。論点（2）①といたしまして、条例届出対象外である建材につきまして届出の対象とするかどうか。

まず、課題と背景でございますが、条例では、レベル3建材の除去に当たりましては、作業基準のほか、一定規模の解体等工事に対して、作業開始の14日前までに作業場所や作業方法等について届出を行う義務を発注者に対し課しているところでございます。対象とする建材は、現在、石綿含有成形板のみでございます。そのうち、樹脂により被覆され、または固化されているものは除くということで規制をしております。

今般の法改正では、レベル3建材につきまして、条例で規制対象としている樹脂被覆・固化建材を除く石綿含有成形板のほか、現在レベル1建材である吹付施工仕上塗材、規制対象外である吹付以外で施工された仕上塗材、樹脂被覆・固化建材、その他建材といった石綿が含有される全ての建材が、届出の義務づけはされませんが、規制の対象とされる予定でございます。この改正を受けまして、届出の対象とするべきかどうか検討する必要があります。

10ページでございます。これらの建材のうち、まず、仕上塗材につきまして少し詳細にご説明させていただきたいと思っております。

この仕上塗材につきましては、樹脂で固められておりまして飛散性が少ないことから、大阪府では従来他府県と同様に届出の対象外として運用してきたところでございます。平成29年5月に環境省から、吹き付けて施工されている仕上塗材につきましては法対象の

レベル1建材とする旨の通知がなされましたので、全国的に事業者や行政ともに届出等の多くの対応が求められることになりました。

今般の法改正の中では、議論の中で、まず、耐火目的などで使用される吹付石綿とは飛散性が異なる、剥離剤塗布などの措置により飛散が抑制できる、そして粉じんの飛散を抑制して除去する方法が確立されている、こういった理由からレベル3建材扱いと変更される予定でございます。

なお、現在の作業基準といたしましては、レベル1の建材除去では負圧の隔離養生及びセキュリティゾーンの設置というものが求められておりますが、それと同等以上の措置といたしまして、3-1で説明いたしました9工法が認められているという状況でございます。

なお、仕上塗材の石綿含有率は5%以下という状況であり、今、規制をしております波型のスレートは10%から20%ということで、それに比べると低いという状況でございます。

11ページでございます。仕上塗材の石綿飛散状況に係る情報でございますが、こちらは環境省の中央環境審議会での資料をそのまま使わせていただいておりますが、ここでは、石綿含有仕上塗材の除去作業時のアスベストの飛散状況について、実験に関する文献を調査したものでございます。表の中の10個の除去方法につきまして、それぞれ、総繊維数の濃度、そして石綿繊維数の濃度を調査した結果ですが、これらの除去方法のうち下から4つ目の電動工具（ディスクグラインダー）のケレンで粉じんカバーがない方法、また一番下のブレーカーによる解体方法によりますと石綿繊維数濃度は4本や8本、2本といった状況で、きちんと措置しなければアスベストが飛散したという実験事例があったという資料でございます。

12ページでございますが、今度、我々が府内解現場で採取いたしました仕上塗材の除去後の建材につきまして、大阪府立環境農林水産総合研究所のご協力を得まして走査電子顕微鏡（SEM）で分析をしまして、繊維状の石綿が確認されたというものでございます。こちらは工場建屋の外壁の集じん装置付きのディスクグラインダーケレン工法で除去した後、真空掃除機に入れた建材を採取し顕微鏡でのぞいたところ、このように丸で囲っているような繊維状の石綿が確認されたということでございますので、これが何の措置もしないままですと大気中に飛散するおそれがあったというものでございます。

続きまして、13ページ以降でございますが、次のレベル3の建材といたしまして、樹

脂被覆・固化建材の説明をさせていただきます。

この樹脂被覆・固化建材の代表的な建材としてPタイルがございます。塩化ビニル樹脂など硬質な素材を使いまして、一辺30センチ程度のタイル状の薄い板状に成形加工したプラスチック系の床材でございます。大阪府では平成18年の規制開始以降、樹脂で固められた建材はほかの石綿含有成形板と比べ飛散のおそれが少ないとし、作業基準や届出などの全ての規制の対象外としてきたところでございます。

これにつきましては、Pタイルは強力な接着剤で床面に接着されているケースがあり、除去の際は手ばらしによる解体が困難でありますので、バールなどの工具や電動ケレンなどの機械によるはつり、破砕を行わざるを得ないことが多い状況でございます。左下の写真でございます、こちらは東京都のマニュアルから引用させていただいておりますが、このような機材を使って剥がすというケースも多い状況でございます。

Pタイルの出荷量でございますが、入手できた一番古いデータでは2008年で、波型スレートの3.4倍の出荷量、ビニル床シートを含めると19.6倍という状況でございます。

石綿含有率につきましては5%から20%程度ということでございます。今規制しております波型スレートの10から20%程度と比べ同程度の状況でございます。

14ページからは、その飛散状況に係る情報でございます。

まず14ページ、こちらは先ほどと同じく中央環境審議会の資料から引用しておりますが、まず文献調査をした結果でございます。下の表でございますが、スレートボードから始まってビニル床タイルまでのそれぞれの建材につきまして、除去作業場近傍での石綿繊維数濃度を調査したものでございますが、一番下のビニル床タイルにつきましては、石綿繊維数濃度でND（不検出）というものはありますが、高いものでは22.3本/リットルという結果も出ているという文献調査がございました。

続きまして、15ページでございますが、また同じく中央環境審議会の資料でございます。こちらは環境省が実施した調査でございますが、ケイ酸カルシウム板第1種とスレート波板、そしてビニル床タイル、これらの建材につきまして、それぞれの除去作業の方法によりまして、作業場近傍でどれぐらいの石綿繊維数濃度が出たかという資料でございます。下の2つ、ビニル床タイルにつきましては、一番下はND（不検出）ということでございますが、その上につきましては0.2本/リットルという状況であり、やはりアスベストの確認がされたというデータでございます。

16 ページでございますが、こちらは東京都による実験結果をいただいで掲載させていただいております。昭和63年度の実験ということで、古いものではございますが、風化されたPタイルを破壊した実験でございます。おもりを50センチの高さから落下させて破壊する実験で、その実験室内に3点で濃度サンプリングを行ったという実験でございますが、ほかの波型スレートと同様に、Pタイルについても、表の一番右側、石綿繊維発塵濃度というところでございます、Pタイルでは219本/リットルということで、ほかの波型スレートと同程度の飛散状況となったというデータでございます。

17 ページでございます。こちらは先ほどの仕上塗材と同様に、大阪府立環境農林水産総合研究所にご協力いただきまして、走査電子顕微鏡で分析した結果でございます。17 ページは、病院のフロアの床で、散水・手工具ケレンの工法によって除去された除去後の建材を採取しまして、それを分析したものでございますが、丸印で囲っているところ、繊維状の石綿が確認されました。

18 ページにつきましても、同様に、工場の階段の踊り場で散水の上、電動ケレンによって除去したPタイルにつきまして採取したものを電子顕微鏡で分析したところ、少し見づらいますが、丸印で囲っているところに繊維状の石綿が確認されたという資料でございます。

続きまして19 ページでございますが、Pタイルではなくビニル床シートにつきましても、同じく電子顕微鏡で分析させていただきました。こちらは小学校のプールサイドの散水・手ばらしの除去による除去後の建材でございます。丸印で囲っていますところに繊維状の石綿が確認され、これら各種データにおきまして、繊維状のアスベストというのはいずれも確認されたという状況でございます。

以上を踏まえまして、20 ページでございます。届出対象の建材についての方向性(案)ですが、現行の成形板に加えまして、仕上塗材、樹脂被覆・固化建材、その他建材など、レベル3建材の全てを届出義務の対象とする方向でどうかと考えております。

その考え方ですが、21 ページでございます。まず、Pタイル及び仕上塗材におきましては、除去作業場近傍で石綿の飛散が確認された事例があったという中央環境審議会の資料などとのエビデンスと整合を図ることができるというのが1点。

その下でございます。これまでの法や条例における規制の継続性を踏まえることができますとともに、これまで届出対象外としていたものも含めまして、施工方法や製造方法によらず全てを対象とするということで、行政側、事業者、そして府民にとって分かりやす

い制度となるとともに、府民の生活環境に対する安心感が増すのではないかと考えております。

ただ、一方、留意点といたしまして、これまで届出対象外であった吹付施工以外の仕上塗材、樹脂被覆・固化建材等につきましては、除去作業の届出件数が増加するといったこと。そして、特に条例で届出対象外としていましたPタイルなどの樹脂被覆・固化建材につきましては、事業者の中には一定浸透しているかと思っておりますが、これらを改めて届出対象とするのであれば、周知を十分に行う必要があると思っております。

また、届出をもらうということは作業基準に適合しているかどうかを事前審査するためかと思っておりますけれども、樹脂で固められた建材の代表的なものであるPタイルにつきましては、撤去の際はボール等の工具や電動ケレン等の機械によるはつりが多いという状況を踏まえると、原則手ばらしという作業基準の遵守が困難なケースが多いと思われるので、届出がされても作業計画が適切かどうか、作業基準と同等以上の効果を有するかどうかというのは行政が判断しかねる可能性が高いのかなという留意点がございます。こちらにつきましては、大阪府のほうでもしっかりマニュアル等を作成して、十分な判断についての考えを示していかないといけないと思っております。

続きまして、22ページでございます。論点(2)の②、届出の面積要件についてです。

現在、レベル3の届出につきましては、石綿含有建材(成形板)については1,000平米以上を届出対象としておりますが、これについて、規模感は適切か。その場合、異なる建材を合算するかどうかでございます。

課題と背景のところですが、△の2つ目でございます。現時点でレベル3建材の届出義務を課している自治体は以下のおりであり、規模要件は様々というところで、まず兵庫県につきましては、レベル3建材は使用する全ての建築物の解体工事の届出義務がございました。鳥取県につきましては、撤去する成形板の面積が10平米を超えるものとなっております。沖縄県につきましても、兵庫県と同様、レベル3建材を使用する全ての解体等工事を対象としております。川崎市につきましては、成形板の使用面積が500平米以上の解体工事が対象となってきております。今般の法改正でレベル3建材の全てが規制の対象となることを受けまして、これら届出の規模要件を変更する必要があるかどうか。この辺り、検討する必要があると考えております。

23ページでございます。まず、現行の届出規模要件の1,000平米という数字の根拠ですが、まず、条例規定当時、大防法ではレベル1、2建材の作業届出の規模要件が使用

面積50平米以上でした。現在はその規模要件というのは撤廃済みでございます。

そして、これを基準に、レベル1、2建材の50平米と同程度の健康リスクを伴うものとして、レベル3建材の石綿含有成形板の使用面積を1,000平米と設定したものでございます。この1,000平米の規模感というのはどれぐらいかといいますと、壁、屋根全てに石綿含有成形板、波型スレートが使用されているとすれば、10メートル×20メートル、そして高さが12メートル、いわゆる3階建ての倉庫程度の規模でございます。

なお、建築基準法におきましては、同規模以上の倉庫から耐火目的の石綿含有成形板が使用される割合が増加するという規定になっております。

なお、3つ目の○でございます。法における特定建築材料の定義でございますが、これまでの国の議論等より、政令の中で以下の4種類を特定建築材料として定義する予定でございます。1つ目は吹付石綿、2つ目は、レベル2の石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材、そしてレベル3につきましては2つに分けまして、石綿含有仕上塗材、そして石綿含有成形板等、この4種類を政令で定める予定となっております。

以上を踏まえまして、24ページに方向性（案）を掲載させていただいております。

以下のいずれかに該当する場合に届出対象とする。1点目が仕上塗材の使用面積が1,000平米以上の場合、2点目が、その他建材（成形板、樹脂被覆・固化建材、その他石綿含有建材）の使用面積の合計が1,000平米以上の場合です。

この考え方ですが、25ページに掲載させていただいております。

まず1点目、現在の府条例の届出規模要件1,000平米というのは多くの府内事業者には認知されていることから、一定の指導の継続性が図られ、行政側、事業者側の混乱は抑えられると考えております。

2点目、ほかの自治体のように届出規模をもっと下げるかという案につきましては、届出規模未滿の解体等工事につきましては、建設リサイクル法の届出情報や新設予定の事前調査結果の報告制度による情報を活用したパトロールにより、飛散防止措置の確認が取れると考えております。

そして3点目、成形板やその他建材というのは作業基準が同じでございます。仕上塗材は先ほど申し上げましたとおり政令で別の建材として規定がされる予定であり、作業基準も異なりますので、これらは別で審査を行う必要があり合算する必要性は乏しいと思っております。

留意点でございますが、法の要件、建設リサイクル法等では床面積が80平米という数

字とは異なるというのが1つ。もう1つは、成形板とその他建材の合算の必要性を知らないような事業者や発注者につきましては、届出漏れが発生する可能性がある。3点目、建材ごとではなく、工事全体から排出される石綿の量で規制するほうが住民にとって分かりやすいのではないかとこのところを留意点として挙げさせていただいております。

以上が論点（2）でございます。

26ページから論点（3）を説明させていただきます。

論点（3）の①完了報告書につきまして、まず、課題と背景でございます。今回の法改正の中では、施工者等に対し以下が義務づけられております。①計画どおり飛散防止措置が取られていたこと及び石綿の取り残しがないことの確認、②それらの記録の作成及び保存、③発注者への作業の結果の報告とその記録及び保存。中央環境審議会での議論の中では、③の発注者への報告についても、都道府県等への報告もすべきという点についても検討されておりましたが、効率的な規制の運用の観点も踏まえまして、新設の事前調査結果の報告制度を活用した立入検査などによって、石綿飛散の未然防止が図られるのではないかと、また、保存されている作業や報告の記録を確認して指導すればいいのではないかとこのことで、今般の改正では位置づけられませんでした。

一方、都道府県におきましては、条例で報告を義務づけている自治体は12.2%、指導を行っている自治体は37.4%という状況でございます。

また、括弧のところに書いておりますが、府内市町村において完了報告の提出指導を行っているケースは多い状況でございますが、大阪府においては現在提出指導を行っておりませんが、相当数が提出されているということで、61%の数字となっております。

また、一番下、石綿障害予防規則などでは、今回、同じような大防法等の規定が設けられる予定であり、その石綿則以外にも建設リサイクル法や廃棄物処理法でも、都道府県等に個別事案の完了報告を義務づけている事例はないという状況でございます。

以上を踏まえまして、27ページでございます。方向性（案）でございますが、完了報告の行政への報告は義務化しない方向でどうかと思っております。

考え方でございますが、1つ目は、新設される事前調査結果報告制度の活用や作業及び報告の記録の確認により、石綿飛散の未然防止や作業基準遵守の確認が可能であること。そして、報告書の確認時点である工事終了後に違反が見つかったとしても是正措置が間に合わない可能性が高いことから、報告書の受理や確認よりも、新設される事前調査結果報告制度による工事前確認や工事中立入検査の対応に注力すべきと考えております。



そして最後、現行でも行政指導の範囲で完了報告の提出指導を行っているケースも多く、大阪府においても相当数が提出されているという状況を踏まえまして、「義務化しない」かどうかと思っております。

続きまして、最後、論点（３）の②大気濃度測定義務でございます。

２８ページ、まず、課題と背景の中で国の検討状況でございますが、国では敷地境界等における大気濃度測定の制度化をずっと検討してまいりましたが、平成２６年の法改正では、大気濃度測定につきましては引き続き検討を続けるとして規定されない状況でございました。

今般の法改正に係る検討の中でも様々な議論がなされましたが、石綿繊維数濃度の測定に使用される走査型電子顕微鏡が十分に普及されていないこと、石綿以外も含む総繊維数濃度の測定ではバックグラウンド濃度との比較が困難であること、分析には平均で５日から７日程度要すること、適切な測定地点の設定について結論が得られなかったなどの理由から、改正法案では規定はされませんでした。

国の検討におきましては、作業場所周辺で総繊維数濃度１本／リットルといった案も出ている状況であり、現行の府の基準より厳しい方向性で議論はなされておりますが、２０２３年度ごろにかけて、迅速測定装置の開発やデータ収集を通じ制度化を検討するとして、その規制内容と改正時期については明確に示されていない状況でございます。

２９ページには、課題と背景の大阪府やそのほかにおける規制の現状を掲載させていただいております。

１つ目ですが、大阪府では国に先んじまして、平成１８年より条例で総繊維数濃度における敷地境界基準（１０本／リットル）を設けるとともに、一定規模以上（レベル１、２建材の使用面積が５０平米以上）の工事の場合には、敷地境界において、工事前１点、工事中４点、工事後１点の大気濃度測定と測定記録の保存の義務を規定しております。

なお、大阪府の敷地境界基準につきましては、大気汚染防止法における特定粉じん発生施設から排出される石綿濃度の排出基準をもとに設定されたものでございます。

なお、都道府県の状況におきましては、条例により測定を義務づけている自治体は１６、このほか７５の自治体では、義務づけではないですが、調査の実施を指導しているという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、義務について見直すべきかどうかですが、３０ページに方向性（案）を掲載させていただいております。大気濃度測定に係る規制制度につきまし

ては、現行の規制を維持するということでございます。

この考え方でございますが、1つ目は、これまでの規制指導の考え方を継続することができる、そして2つ目、見直しの具体的な方向性や基準等を検討するにあたりましては、やはり国の動きを踏まえて検討すべきというのが考え方でございます。

以上が5点、論点と方向性でございます。31ページには、それぞれのまとめを掲載させていただいております。(1)と(3)の2つにつきましては現行の制度を維持し、(2)の①、②につきましては、それぞれ届出の義務の対象を広げて、このような状況に届出対象とするということで見直してはどうかと考えております。

32ページ以降は参考といたしまして、環境省、厚生労働省が連携して進めます事前調査結果報告制度の内容と、33ページは、環境省の技術的事項検討会の資料の中で出てきました、基本的には電子システムですが、紙にして書面を出す場合はこのようなイメージだということを掲載させていただいております。

以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料3-2の説明につきまして、何か質問あるいはご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいませんか。

では、黒坂委員から質問があるということですので、お願いいたします。

**【黒坂委員】** すみません、このたびはこのようなオンラインでの参加で申し訳ありません。他の仕事との関係でどうしてもそちらまで行く時間がなく、申し訳ありません。

皆様のご意見がまだ出ていないという前提で、最初に確認ですが、全体的な考え方、今回の大阪府の考え方としましては、条例で今まで定めていたところに関しては、法律と条例との関係で、法律と条例との関係というのは、もともと条例で規定するときに法律の趣旨、目的、内容及び効果と比べるとと思いますが、基本的には今回の法律、ナショナルミニマムと考えて、もともと条例で規制していたところはある程度もちろん必要性があってやっていたことということでそのままのものを用いて、法で規制しているところはそれに合わせていくと、こういう考え方で基本的によろしいでしょうか。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** はい、そのとおりでございます。

**【黒坂委員】** 分かりました。最初に議論の前提としてお聞きしたいと思ひまして、まとめました。すみません。

**【近藤部会長】** ほか、何かございませんでしょうか。

続いてどうぞ。お願いします。

【黒坂委員】 今回、条例で独自の規制を新たに課すようなところは基本的にはないと。法に合わせていくというところ以外はないという考えでよろしいでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 回答させていただきます。

これまでの規制のところは基本継続いたしまして、例えば届出の建材の対象であるところを、今まで対象外でありましたPタイルなどの樹脂被覆・固化建材などの規制の対象を広げる。そういう意味では強化するというところもございまして、継続する部分と強化する部分と、2つあると思っております。

【黒坂委員】 その強化する部分は法令の趣旨に合わせてということではなく、条例独自ということですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 レベル3建材を強化するという意味では法の趣旨と合っているということも言えますが、それにさらに府独自の考え方も加えて強化するというものでございます。

【黒坂委員】 それは法令の趣旨を踏まえてということですかね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい、そうです。

【黒坂委員】 議論の前提としての確認なのですが、その強化する該当部分はどこでしたでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 例えばレベル3の対象を広げるというところなどにつきましては、資料3-2の20ページ、21ページにあります。ここに主に法の考えを踏まえてまでははっきり書いていないですが、例えば資料3-1の今回の法改正の概要でございまして12ページ、13ページのところなどで、規制対象となっていないレベル3の不適切な除去により石綿が飛散された、それで、レベル3も含めた全ての石綿含有建材を規制対象に拡大すると、そういったところの全体の方向性とは整合は図っているという考えでございまして。

【黒坂委員】 なるほど、法的には、ナショナルミニマムということですね、よくわかりました。すみません、長くなって申し訳ありませんでした。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方から何か。お願いいたします。

【堺市（是常課長）】 堺市の是常です。せっかくオブザーバーで呼んでいただいたので、規制している行政からの意見としてお話しさせていただきたいと思っております。

順番にですけれども、府の条例というのは法に上乘せ、横だした形でやってきたものであり、法律が今追いついてきたような状態であって、足らずの部分足していると考えています。

その中で作業基準について、今までなかった部分については整合を図っていく、それと、幕など基準にないところについてはそのまま残していくということで、今までもやってきたことなので、その辺は現場での混乱はないものと思います。

ただ1点、「除去後の石綿含有建材を破砕しない」というところは、廃棄物の処理基準とかぶるところがあるので少し違和感があるのですが、実際に排出事業者や発注者で違ってくるので、これも残すことについて異論はありません。

対象建材についてですが、今まで規制していなかったPタイルであるとか接着剤、粘着材のようなものについても、実験等の結果から飛散の可能性もあるということですので、それを届出対象にしていくということについても異論はありません。

それと、届出の面積要件の1,000平米についての考え方について、他行政の条例などで80平米以上の建屋であるということもありますが、まず、大事なことは作業基準が全てにかかるということであると考えます。また、作業基準の違いというのが塗材とそれ以外にも当然ある。それを分けて面積計算して、それに対して届けを出していくということのも合理的な理由があると考えますので、これについても異論はありません。

それと、完了報告についても、堺市も任意ですが報告書をいただいています。大阪府と同じように大体6割ぐらい。当初、2割とか3割でしたが、大きな事故がありましたので、それ以降、報告書の提出を求めています。大体6割から7割ぐらいは今提出があります。

事業者にしても、それが自分のところが適正に除去したということの証明にもなるということなので、積極的に提出されてくる事業者もございます。義務化しないということについては、石綿則でも完了報告制度がない中で義務化するというのは、整合性が取れないのではないかと考えます。

測定についてですが、これは濃度ですよね。総繊維数ですが、ほんとうにこれでいいのかどうかというのは、検討していただきたいと思います。やはり1本というところもありますし、クリソタイルだけではなく、他の物質でどうなのかということもあるかと思えますので、その辺の検討は専門家の中でお願いしたいと考えます。

【近藤部会長】では、委員の皆様方から何かございますでしょうか。お願いいたします。

【大阪市（加島課長）】 大阪市の加島と申します。

1点ご検討いただきたいところがございます。それは、資料でいいますと、資料3-2の10ページの仕上塗材のところなのですが、ここの部分につきまして、これまでは法律で規制を行っておりました。それで、今回、3つ目の矢印のところ、耐火目的で使用されている吹付石綿とは飛散性が異なること、剥離剤で一定の飛散抑制ができるということと、あと、粉じんの飛散を抑制して除去する方法が確立されているということから、今回、法律の対象ではなく、レベル3扱いに変更されるということで、もともと法律で規制していた建材がレベル3対象建材になることとなります。

その中で、4つ目のポツのところ、レベル1の除去方法として負圧隔離養生で前室設置という形と同等以上の措置として、資料3-1の9ページで挙げられている、集じん装置付きディスクグラインダー等の9工法が認められており、実際、平成29年5月以降、大阪市におきましても、この吹付仕上塗材につきましてはこの9工法に基づいて除去作業等を行っていただいております。

それで、1点ご検討いただきたい部分があり、先ほどの9工法につきまして、集じん装置付きというものと、剥離剤併用というタイプがあります。剥離剤併用というのは、湿潤化をし外壁等にある塗材を剥離剤等で浮かして、それで除去するという方法が剥離剤という方法になりますし、集じん装置付きというタイプはグラインダーで削っていくと。下に写真があると思いますが、グラインダーに真空掃除機が附随していて、削りながら出てきたものを吸い込むタイプで施工している間、ずっと集じん装置で吸い込みながら行う方法です。

今回、法改正のところ、資料に戻って申し訳ないですが、資料番号でいうと資料3-2の4ページ、作業基準についてです。私ども行政は、この作業基準に基づいて実際作業を行う業者に対してこういう作業基準で作業をなささいという指導を行う立場にあります。この作業基準についてご検討していただきたいところがあり、資料4ページの下②に、少し小さい字で申し訳ありませんが、石綿含有仕上塗材のロ、電気グラインダーその他電動工具を用いて除去するときは次に掲げるような措置を講じることとして、周辺を事前に養生することと規定されています。電気グラインダーについては、冒頭に「集じん装置付き」という記述が抜けています。これは事業者等へ指導する際に現場にて飛散防止措置を執らうえで重要な記述となると考えます。実際、法律をつくるにあたって、答申とかそういういった中で、ロの1番、電気工具（グラインダー）を用いる場合について、事前に養生できないときについてはどうするのとなれば、集じん機能付きと同等のものを使うよう

にというコメントになっています。

今回、この集じん装置付きのところに私どもがこだわるところがあります。

と言うのも、例えば、市営住宅とかの大規模改修のときに、一部分だけ少し削らなければならないというとき、その場合は当然、横で人が住んでいる状況で作業を行うという事象があります。これまでは、集じん装置付きとか、剥離剤併用手工具ケレンという工法等で、アスベストを飛散しないよう対策を講じて施工しているのですが、政省令改正で規定される作業基準には、その言葉「集じん装置付き」が抜けているので、そういったところを補完してもらえないのかというところを、ご審議していただきたいところになります。

以上です。

【近藤部会長】        ありがとうございます。

非常に細かい話というか、府条例の中味の実際の現場サイドに立ったお話だと思いますが、そこはまた検討していただくということでよろしいですかね。

【事務局（清水補佐）】        それでは、さっきの堺市の最後の濃度測定の部分とあわせてお答えさせていただければと思います。

まず、濃度基準につきましては、今ご指摘ありましたとおり、うちが公示している方法というのが実際のところクリソタイルしかはかれないような方法を告示してしまっているのは事実でございます。ただ、今、府内の分析事業者ともいろいろと議論させていただいているのですが、まだ位相差顕微鏡以外の手法を入れられると中小の事業者がなかなか対応できないところもあるということと、それと、国においても、分析方法については5年間の間でまた引き続き検討した上で新たに入れるという方向で、今回、中環審の答申が出ておりますので、その結果が出る前に府でいろいろとやり方を変えてしまうと、府内事業者に対する負担が重いのかなと感じましたので、今回については現状維持させていただきたいというところをベースに考えさせていただけたらと事務局としては思っております。それが濃度測定についての考え方でございます。

続きまして、集じん装置付きの装置についてですが、実は7月30日に国のほうで技術検討会が開かれており、本日、そのときの議事録がホームページにアップされました。それを見ますと、国の考え方としましては、9工法の中で剥離剤を使っているものと集じん装置付きというものと大きく分けて2種類ありますが、集じん装置がついているものを湿潤と同等とみなすということマニュアルで示すという方向で回答されておられるようです。

ですので、その辺りもそのマニュアル等の原案等をできるだけ早くこちらとしても手に入れて、その中で、もし規則としてきっちり定めたほうがいいところであればその旨を、場合によっては告示として定めたほうがいい場合はそういう方法で、マニュアルで十分だということであればマニュアルでという考え方ですが、法自体が集じん機を用いた手法は湿潤と同等とみなすというふうになっていますので、私どもとしても同じような運用をしていきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、その辺り、国の政省令、もしくはマニュアルなど、出てきたものを見ながら整理していきたいと考えております。

取り急ぎ、以上、回答させていただきます。

【近藤部会長】 これはまた修正版がもう一回出てくるということによろしいですね。

【事務局（清水補佐）】 そうですね。また、今まさに国の政省令等のパブコメ等も行っておられますので、おそらく10月に政省令の公布がされて、場合によっては、そのときにその施行通知等も出る可能性がありますので、そういった文書を見ながらそれと整合は少なくとも図って行って、運用する側、もしくは市町村についても混乱が起きないように形で整理していきたいと考えております。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございませんでしょうか。お願いします。

【島委員】 資料3-2の30ページの、先ほどからご意見の出ている大気濃度測定のところを確認させていただきたいと思います。

国で現在検討中ということですので、その動きを踏まえて再度大阪府としても検討するというのは妥当な考え方であり、現行の制度を維持するということは理解できるわけですが、現行制度では「敷地境界における総繊維数」となっていますが、この敷地境界というのは、その前の29ページにもあるように、特定粉じんの発生施設についての考え方であると思います。解体工事の場合における敷地境界というのは、どのような地点を指しているのでしょうか。国の議論では作業場所周辺での濃度の測定が必要であるという話だったと思うので、厳密に言うと敷地境界とは違っているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（清水補佐）】 それでは、今の点、回答をさせていただきます。

実は、先ほどありましたが、平成18年、大阪府が初めて敷地境界における濃度測定を定めた際に、大阪地検と協議させていただいており、そのときの考え方としては、要は工

事関係者以外の人が立ち入るところは敷地外に該当するという考え方で、検察としてもそれは認められるという見解で一応議論はさせていただいております。

ですので、例えば大きな団地というものが存在した場合で、その中の棟、棟ごとに例えばやっていっていると。その棟の横を人が歩くのであれば、その人が歩くところと歩けないところで敷地というふうに、厳密な建物でいうところの敷地境界というところとは異なるかもしれませんが、その部分をもって敷地とみなすということで検察庁との協議を行ったということは残っておりますので、そういう見解ではございます。

【島委員】 分かりました。敷地というと、今のお話ですと、団地などで人が住んでいる場所であってもそれは敷地内ということになるのではないかと懸念したものですから、念のため確認させていただきました。

【事務局(清水補佐)】 確かに今先生からご指摘ありましたとおり、運用していく中で、だんだんとその辺りの周知がちょっと薄れていっている部分もございますので、今回の条例改正の周知の際に、再度その点についての周知についても徹底したいと考えております。ありがとうございます。

【近藤部会長】 1つ確認させていただきたいのですが、仕上塗装がレベル1からレベル3に移行されたということですよ。そのときに、届出があって、それはやはり届出の対象面積は1,000平米に規制が緩くなったと、そのように考えてよいでしょうか。今までレベル1だったのがレベル3に落ちた。

【事務局(清水補佐)】 実際問題として、件数としては減るとい形になると思います。ただ、作業基準自体は適用されますので、これは戸建て住宅であっても例えば府営住宅やマンションの小規模補修であっても、届出が出ていなくても、そういう現場を行政のほうが見た場合は、その作業基準に適合しているかという指導は当然ながらできるものと考えておりますが、届出をするということに関しては1,000平米というところ、今までは言ったら面積要件なしでレベル1として届出をしないといけなかったところが、1,000平米未満のものについての届出は不要になりますので。ですから、手間という意味では緩和ということになるかもしれませんが、決して基準を緩和するという意味ではございませんので、指導は0.1平米からでもできるという認識でございます。

【近藤部会長】 分かりました。ありがとうございます。

それ以外、何かございませんでしょうか。お願いします。

【河井委員】 先ほど、濃度測定で敷地境界の話が少し出ていましたが、特定粉じん発



生施設等あればかなり定常的に一定した濃度で出るかと思うのですが、こういうような解体工事の場合、定常ではないですよ、はつったりするときに。それはどういう測り方をするのでしょうか。

【事務局（清水補佐）】 もともと定常であったときの国のやり方というのは、4時間の敷地境界サンプリングという取り方をされておられました。私どもは今、2時間にしていますが、その2時間というのを定めた際も大阪府と大阪府の研究所で検討を行いました。大体こういう工事現場の作業というのであれば人の出入り等が1つリスクの高いところですが、2時間の連続した作業、その後休憩、大体そういうリズムでやっております。本当は一本も出てはいけないというのが大原則です。ただし、そういう人の出入りがあるとき、物の搬入があるとき、また負圧集じん掃除機のフィルターが外れている可能性があるときなど、そういうリスクのあるところを踏まえて、2時間以上のサンプリングを行えば一定そういうところが見られるのではないかと。ピークもあわせて、出ているか出していないかを平均して見られるという考え方をしております。

ただ、今、国では、1時間未満で迅速に出ているか出していないかというのを見極められるような手法を導入したいとおっしゃっていますので、その方法が出てくれば、そちらに大阪府もそろえていく形になるかと思っておりますが、今は2時間以上の平均値をもって出ているか出していないかを見ることに重点を置いているという状態でございます。

【河井委員】 これ、1か所で測定ですよ。例えば風向きとか、いろいろなことはあるかとは思いますが、そういったことはあまり考えないということでしょうか。

【事務局（清水補佐）】 今の条例では一応4か所をはかると。作業期間中は東西南北、4か所で行うということを決めさせていただいております。

すみません。資料3-2の30ページの下の具体的な内容のところでは書かせていただいています。作業前1点、作業中が4点、作業終了後1点という形で、作業中については、風向き等を考慮して4点で取ることにしております。

【河井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 他にご意見は。もう少し意見がありそうな感じですが、少し時間が押してしまっていて、意見がある場合には事務局のほうでメールか何かで受け付けていただくということでもよろしいでしょうか。あとまだ2つ議題がございますので、この件については一応ここで議論は打ち切らせていただいて、次に進めさせていただきたいと思っております。ご意見についてはまたメール等で受け付けるようにさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

そうしましたら、3番目、化学物質分野について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【事務局（窪田総括主査）】 それでは、資料4、府独自指定物質の見直しについて（化学物質分野）資料のご説明をさせていただきます。

私、事業所指導課の化学物質対策グループの窪田と申します。よろしく申し上げます。

まず初めに、前回部会のまとめを記載しております。

前回部会におきましては、大阪府の化学物質対策について、その制度の現状や排出状況等についてご説明した後、前回の論点の整理をしていただきました。その結果、現行制度については継続、条例で指定しております府独自指定物質については、法の対象物質の中央環境審議会での検討状況を踏まえて見直しを行うということで整理をいただいたところでございます。

続きまして、条例における府独自指定物質について、これまでの選定の経緯等についてご説明をさせていただきます。

まず、(1)として、経緯を記載しております。ここにつきましては、2ページの上の表VII-1で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成6年に生活環境保全条例が制定された際、化学物質につきましては、排出規制と規制対象物質以外について適正管理によって推進するということになっておりまして、その際に、管理化学物質として123物質が選定されております。

その後、平成11年に化管法が制定され、その際、第一種指定化学物質354物質と第二種指定化学物質81物質が選定されました。

また、その後、平成16年に大気汚染防止法の改正があり、その中でVOC対策については、排出規制と事業者の自主的管理の組合せにより推進していくという流れがございました。

これらを受けまして、平成19年から20年にかけて条例の改正とそれに伴う規則改正が行われ、化学物質対策については、排出規制と適正管理の組合せにより推進していくこと、それから、管理化学物質としてはVOCも対象となりました。物質につきましては、第一種管理化学物質として、法の第一種物質はそのままここでも見るということと、府独自指定物質としては37物質、さらにVOC総量として第一種管理化学物質として指定されたと。第二種につきましても、法の第二種指定化学物質と府独自指定物質18物質

が指定されたという状況です。

この平成20年での物質改正につきましては、その下に図Ⅶ-1としてフロー図を設けております。大雑把な考え方としてはここに示しているような形で、平成6年当時の管理化学物質と規制物質のうち、化管法の対象となっていたものについてはそのまま第一種と第二種に振り分けて、それ以外については、またそれぞれの考え方に基づいて第一種と第二種に、独自指定物質という形で振り分けた形になっております。

その後、平成20年に化管法が改正されまして、また第一種指定化学物質と第二種指定化学物質がそれぞれ改正され、それを受けて条例の規則も改正されました。ここは、新たに法の対象物質となったものを府独自指定物質から除外するという形での改正が行われたという経緯がございます。

続きまして、3ページを見ていただきたいのですが、今ご説明いたしましたそれぞれの物質選定時の考え方について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1)としまして、平成6年の生活環境保全条例制定時につきましては、人に対して毒性が特に強い物質と発がん性を有する物質について規制物質として排出抑制を義務づける。それと、それ以外に比較的高い有害性が確認されている化学物質については適正管理を促進するという考え方でございまして、その下に箇条書で書いております考え方に基づいて、123の管理化学物質が選定されております。

例えば、規制相当物質で測定法が確立されていない物質や、人に対する発がん性のおそれがある物質、また、規制物質より毒性は弱いですが、府内の使用実態等から排出抑制が必要と考えられる物質、そういったものが管理化学物質となりました。

続いて、2)の平成11年化管法制定時の考え方でございます。

化管法では、一定以上の有害性を有すると認められる化学物質のうち、曝露量の多いものを第一種指定化学物質、比較的少ないものを第二種指定化学物質としております。また、第一種指定化学物質のうち、特に発がん性の高い物質については特定第一種指定化学物質としております。

その有害性の判断基準と曝露量の判断基準につきましてはその下に記載しており、有害性の項目としましては、ここに記載しております発がん性、変異原性等を評価項目といたしまして、それぞれに具体的な判断基準を設定しております。

また、特定第一種指定化学物質については、そのうち発がん性クラス1と評価されたものを指定したということです。

曝露量の判断基準につきましては、製造輸入量と一般環境中での検出状況でもって、ある一定量以上であるとか、ある一定の検出状況によって第一種と第二種に振り分けるといふ形になっております。

続いて、3) ですが、平成19年の条例改正及び平成20年の規則改正です。

先ほどご説明させてもらっているように、排出規制と事業者の自主的管理といった考えの組合せということがありますので、大阪府における化学物質の適正管理とVOC対策のあり方について検討が行われております。その下に記載している考え方に基きまして、その管理化学物質の見直しが行われております。

管理化学物質選定の考え方といたしましては、まず、化管法の対象物質は条例の管理対象物質とするということ。それから、大気汚染防止法や府条例のこれまでの取組を考慮して、化管法の指定化学物質に加えて、緊急時対応及びVOC対策の観点から、大気汚染防止法のVOC及び府条例の管理化学物質を対象とするということです。また、管理化学物質の区分については、化管法の区分に準じます。

そのうち府独自指定物質、先ほどの図Ⅶ-1の説明の中で、法対象以外の指定化学物質について、また第一種と第二種に振り分けたということですが、第一種管理化学物質としては、そのうち発がん性物質、変異原性物質、難分解性物質、高濃縮性物質、大気汚染防止法の有害大気汚染物質に該当するものを選定し、また、それ以外の物質のうち、VOCに該当するものもVOC総量として第一種管理化学物質に、残りの物質は第二種管理化学物質に選定されております。

4)平成21年化管法政令改正時ですが、化管法の基準は制定当時の基準を踏襲しつつ、最新の科学的知見により対象物質が選定されております。また、特定第一種指定管理化学物質については、変異原性と生殖発生毒性の観点が加味されたということです。それにあわせて、条例の府独自指定物質については、法との整合を図るという観点から、新たに化管法対象となった物質が除外されたと、こういった経緯がございます。

現状はこの状況ですが、次の5ページが現状の条例による府独自指定物質の一覧です。上の表Ⅶ-2が第一種管理化学物質、その下が第二種管理化学物質となっております。

それから、今回、化管法の対象物質の見直しが行われているということなので、その見直しの考え方についても説明をさせていただきたいと思っております。

(3)として、見直しの考え方としております。

これにつきまして、令和元年度に、今後の化学物質対策のあり方といった形で中央環境

審議会から答申が出されまして、この答申の内容につきましては前回部会におきまして簡単にご説明をさせていただいたところですが、この答申を受けまして、法対象物質の見直しの検討が行われました。令和2年7月に答申が出されまして、指定化学物質の対象候補が選定されております。その見直しの考え方につきましては、次に示すとおりです。

まず、候補物質の母集団ですが、ここに記しております各種法令や調査結果等から選定された候補物質約9,000が母集団として検討の対象となりました。ポツの下から3つ目に自治体条例対象物質とございますが、現行の府独自指定物質の母集団の中に含めて検討が行われたということです。

次に、有害性の判断基準ですが、評価項目としては、これまでと同じ項目について、最新の科学的知見に基づいて判断基準が設定されました。

続いて、曝露量の判断基準ですが、これも化管法制定時と同じく環境中の検出状況を指標とするとともに、製造輸入量につきましては、原則として排出量に指標の見直しが行われました。

それから、④環境保全施策上必要な物質の判断基準として、こちらが今回新たに加わった判断基準となっております。その下に箇条書しているような化学物質についても排出量の把握が必要ということで、指定化学物質とすることが適当とされました。

また、⑤特定第一種指定化学物質選定の考え方につきましては、従来の指定要件に、生態毒性を有する化学物質のうち難分解性、高蓄積性があるものが追加されております。

こういった考え方を受けまして、第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の候補が選定されております。その概要につきましては、またページをめくっていただいた8ページに数字を載せております。

現行の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質は合計562物質ございますが、今回の見直し案によって、合計656物質が候補として選定されております。現在の府独自指定物質のうち、新たな法対象物質として選定されたものにつきましては、ページを戻っていただいた5ページの、先ほどの府独自指定物質の表の上、第一種の表の一番右端の欄をご覧くださいなのですが、ここに令和2年見直しという項目を1つ載せております。ここに①と記したものが今回の化管法の見直しによって第一種指定化学物質の候補となったもので、5物質、②が第二種指定化学物質の候補となったもので、1物質というような状況でございます。

こうしたこれまでの府独自指定物質の経過、それから選定の考え方を受け、7ページに

戻りますが、3番、府独自指定物質の見直しに当たっての論点の整理ということで、見直しに当たっての論点についてご検討いただきたいと思います。

まず、府独自指定物質につきましては、排出規制と適正管理の組合せにより化学物質対策及びVOC対策を推進するという考えのもと、化管法との整合を図りつつ、第一種管理化学物質として、発がん性物質、変異原性物質、難分解性物質、高濃縮性物質、大気汚染防止法の有害大気汚染物質に該当する物質を選定するとともに、VOC総量についても第一種管理化学物質とし、そのいずれにも該当しない物質を第二種管理化学物質としたものである。

これらを踏まえ、府独自指定物質の見直しに当たっては、府内における排出実態等をもとに排出規制と適正管理の組合せによる手法の有効性について検証した上で、以下の論点につき検討を行うべきではないか。

まず、VOC総量以外の府独自指定物質につきましては、平成20年の条例規則改正における選定の考え方及び令和2年の化管法対象物質の見直し等を踏まえ、個々の化学物質について再評価を行う。

VOC総量については、光化学オキシダント等の大気環境濃度の推移を踏まえ再評価を行う、とまとめております。

基本的に、次回以降の部会の中では、こういった論点について整理をいただくという形でいかがでしょうか。

説明については以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの化学物質分野の説明について、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

では、私の方から、1つだけ。表に載っている府独自の化学物質が増えるということもあり得るということですか。見直しをしながら、新たな化学物質を追加することもあり得るという考えでよろしいでしょうか。

【事務局（窪田総括主査）】 まず、国の今回の令和2年の見直しの中で、先ほどの6ページのところでお示ししているように、まず、現在の府独自指定物質につきましても、国の選定の中では候補物質として最新の科学的知見に基づいて整理をさせていただいているということを踏まえまして、事務局としては、そこで一旦整理したということをまず尊重して、ただ、それでもこれまでの経緯から府独自指定物質は残るので、それについての議論

という形で。新たに加わるというよりは、現状の府独自指定物質について適当かどうかという各論についての検討をいただきたいと。

【近藤部会長】 分かりました。では、この表の中に入っている化学物質を今後も指定物質として続けていくかどうかについて考えるということによろしいですね。

【事務局（窪田総括主査）】 はい、そういうことでございます。

【近藤部会長】 分かりました。

ほか、何かございますか。お願いいたします。

【大阪市（加島課長）】 大阪市です。資料の8ページのところの図で、要は第一種指定化学物質から第二種指定化学物質へ56物質が移り、除外候補に86物質が移るという形になっていると思います。この部分、大体140物質ぐらいあると思いますが、今まで第一種だったものが第二種もしくは除外になることについて、実際にこれまで対象だったけれども、届出対象にならない、報告は要らないとなった部分について、例えば大阪府下でこういったものをたくさん取り扱っている事業者を、先ほど部会長がおっしゃっていただいた形で、条例で追加だとか、そういったこともご審議いただきたいと思っております。

【近藤部会長】 分かりました。では、そういったことも加味しながら、重要であれば残すという形も考えていこうと思います。そういうことでよろしいですね。

【事務局（窪田総括主査）】 はい、分かりました。

【近藤部会長】 ほかはどうでしょうか。

時間も大分過ぎておりますので、これは今後も議論していきますし、資料がまた修正等がかかっていきますので、それをもとに再度検討していきたいと思っております。

先ほどの石綿の規制につきましても、いろいろなご意見をいただいたことについて事務局で適宜修正していただいて、また次回以降、検討していきたいと思っております。

そうしましたら、本日、最後になりますけれども、騒音・振動分野について、また事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（辻井総括主査）】 事業所指導課騒音振動グループの辻井と申します。よろしく申し上げます。

騒音・振動分野につきまして、資料2と資料5に基づきましてご説明させていただきます。

まず、資料2をご覧ください。前回部会における指摘等事項の騒音・振動分野の分につきましては3項目ございました。

まず1つ目としまして、バックホウのアタッチメントの違いに関する規制の議論に当たって、アタッチメントをつけた際の騒音データはあるのかというご質問です。これに関しましては、資料5ではご説明しますが、市町村への調査結果（苦情の発生状況等）を踏まえまして、必要に応じて市町村にヒアリングを行うとともに、測定データの収集を図ることとしております。実際、幾つか市町村で測定した事例があるようですので、今後、個別にヒアリングを行っていきたいと考えております。

2つ目ですが、平成6年度の苦情の内訳と平成29年の内訳を比較してどのように変わったのかというご質問です。次のページの別紙1をご覧ください。平成6年度と平成29年度を比較しますと、建設作業につきましては、件数、また騒音苦情全体に対する割合ともに増加しております。一方、工場や事業場、カラオケ・深夜営業につきましては、逆に件数、騒音苦情全体に対する割合について減少しております。

それから、3つ目の質問ですが、苦情件数につきまして、苦情に対して規制基準について満たしていたかどうかというデータはあるのかというご質問です。これは別紙2をご覧ください。上の表は、工場・事業場につきまして、苦情に対する測定件数の割合、それから、測定した場合の基準の適否といったものを示したものでございます。一番下の行ですが、大阪府全体ですと苦情件数の16%で測定を行っておりまして、その結果、80%が基準不適合という状態です。

特定建設作業につきましては、大阪府全体で苦情件数の5%で測定を行っており、基準不適合は13%でした。

次に、資料5をご覧ください。条例の騒音・振動分野に係る苦情及び施行状況調査の実施についてご説明します。

この調査は、条例のあり方について検討を行う上での基礎資料とするために、苦情及び届出状況等を把握するものです。

調査先は府内の全市町村。

調査対象は、平成29年度から令和元年度までの3年間の届出や苦情です。

調査方法は、メールで調査票を配布し、記入して返送する形にしております。

調査内容は、工場・事業場規制につきましては、届出施設の種類ごとの届出件数や苦情件数。建設作業規制につきましては、特定建設作業の種類ごとの届出件数、苦情件数。特定建設作業のうち、ショベル系掘削機械等のアタッチメントの種類ごとの苦情件数。その他の規制としまして、カラオケ騒音、深夜営業に係る苦情件数。規制対象外ですけれども、



生活騒音・低周波音につきましては発生源別の苦情件数。全般としまして条例制度上の課題、これらの項目について調査を行っております。現在、調査の集計を行っており、今後、次回以降の部会において調査結果を報告する予定としております。

次のページからは、参考として、騒音・振動に係る法の特定施設と条例の届出施設の一覧を載せております。

2 ページ先からは、特定建設作業の種類について一覧を載せております。

ご説明は以上です。

【近藤部会長】      ありがとうございました。

では、先ほどの騒音・振動分野についての説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。お願いたします。

【河井委員】      いろいろと資料をお示しいただいてありがとうございました。

工場・事業場の基準不適合が大阪府全体で80%ほどあるということですが、これは、工場・事業場であれば騒音防止管理者を置かなければならないと思いますが、その防止管理者があまり仕事をしていないと捉えたらよろしいでしょうか。

【事務局（辻井総括主査）】      測定を行ったケースのうち80%が不適合であったということですので、苦情全体の80%が不適合ということとは違うわけですね。

【河井委員】      いや、それは分かっていますが、測定したうちの80%が基準不適合ということは、この例でいうと51例ということですかね。

【事務局（辻井総括主査）】      そうですね。

【河井委員】      少し問題だなと。こういうのはどうしたらいいのかと。本来は騒音防止管理者がきちんと仕事をしないといけないような気がしますが、それはどこが監督するのでしょうか。府がされるのでしょうかね。どうなのでしょう。

【事務局（樋口課長）】      今の点ですが、基本的に騒音・振動の規制は、市町村の権限となっていますが、実際のところ、規制基準もあります、騒音については感覚公害と呼ばれ、その大きさも変動するような状況がある中で、苦情対応として現場に指導に入ることが多く、現場に入らる中で、市町村の担当の方などがこれはおそらく基準を超えているであろうと思われるような場合には測定に入るようなケースもありますが、そうでないケースについては、お互いの話し合いの間に立つような形で解決していくケースが多いということもございます。もちろん、それでも測定のうち80%の超えているところについては課題があるかと思ひますし、例えば何らかの防音対策が取れるような場合はそういう指導を

されるケースもあろうかと思いますが、主には話合いの中で、いかに苦情を解決していくかというのが実際の現場の対応になっていると聞いております。

【河井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 ほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次回の調査結果もこの別紙2のような表がまた出てくるのでしょうか。

【事務局（辻井総括主査）】 次回以降、調査結果のもっと詳しい資料をお出しする予定です。

【近藤部会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご意見がないということで、それでは、今回いただいた意見をもとに、また事務局のほうで資料の作成、修正をしていただいて、また次回以降の議論に進めていきたいと思っております。

以上で予定していた議題は終わりです。私の不手際で時間をオーバーしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

皆様方のほうから、何か意見はございますか。あるいは事務局から、何かございますか。

【事務局（池田総括主査）】 環境保全課、池田でございます。

先ほど近藤部会長からご提案いただきましたが、石綿規制に関する議論がお時間の関係で限りがありましたので、石綿規制に関しまして追加のご意見やご質問がございましたら、1週間後の9月4日金曜日までに事務局までメールでいただければと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【近藤部会長】 ご配慮いただきまして、ありがとうございます。では、またもう一度読み返して意見がございましたら、よろしく願いいたします。

ほかにないようでしたら、本日の議事はこれで終了したいと思います。委員の皆様方には円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（池田総括主査）】 長時間のご審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和2年度第1回生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後4時37分 閉会）